

令和5年 第1回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和5年 1月 18日（水）

午前 10：00～11：00

開催場所：鳥羽市役所西庁舎 3階 中会議室

議 事

1.開 会

2.会長および会長職務代理の選出について

3.挨拶

4.議事録署名人の指名（議事録署名人の指名 山本委員・小池委員）

5.議 事

第1号議案

農地法第5条の規定による許可申請書の承認について

第2号議案

農地法第5条の規定による許可申請書の承認について

第3号議案

非農地通知申出

6. 報告事項

7.そ の 他

7.閉 会

※出席委員 8 名

田畑 裕美 成瀬 きぬ代

竹内 和雄 木田 三男 河邑 源一郎

山本 隆 小池 日出美 上村 達男

※欠席委員 3 名

佐々木 修 齋藤 又五郎 下村 一登

※農地利用最適化推進委員 1 名

樋尾 修

※欠席推進委員 4 名

上村 昌芳 中村 益己 小林 安太郎 木下 智博

※事務局

局長 奥村 太郎 書記 田畑 良樹 事務員 松本 伊織

会計年度任用職員 寺尾 勝治 小久保 怜美

件名	会長および会長職務代理の選出について
説明	<p>(事務局) 鳥羽市農業委員会規程の第2条第2項には、「会長が委員を辞任し、又は会長の職を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、会長の選挙は、その欠けるに至った日から15日以内にこれを行うものとする。」と規定されております。従いまして、まずは会長の互選が必要となっております。</p> <p>(委員8) 上村会長職務代理を会長に推薦します。 (全員賛成)</p> <p>(新会長) 会長職務代理を成瀬委員に指名します。</p> <p>会 長 : 上村 達男 会長職務代理 : 成瀬 きぬ代</p> <p>(事務局) 任期につきましては、鳥羽市農業委員会規定に基づき、委員の任期と同じ期間となっておりますのでよろしくお願いたします。</p>

件名	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	<p>(委員1) パネル設置の横が水路となっておりますが、その間に農道があるはずですが。この地域は、線路側に向かって1町ほど田があり、昔、臨時駐車場作り、埋め立てをして、この地域の水路を作ったという経緯があります。それから何十年と経ち、建設課が水路の確保ということで伐採等を一時的にしたが、また竹とかが生えてきています。また境界がないので、立ち合いの時に、先ほど事務局にもお願いをしましたが、整地・設置をするときには、農道を確保していただきたい。この地域は荒れているため、ソーラーパネルなどをしてでも土地利用をする方がいいかなと思った状況です。</p> <p>(推進4) 同じです。</p>
委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>(委員5) 前にも同じような案件あったと思いますが、違う場所ですか。</p> <p>(推進4) 違う場所です。</p> <p>(委員1) 前の申請地との間に1反ほどの幅があります。</p>
議事結果	承認 (全員賛成)

件名	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	<p>(委員10) 少し傾斜になっていて高いです。そこの高さまで道路も上がってくると思うので、その奥はいい土地になっていたのでは、問題ないと思います。</p>
委員質疑 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>なし</p>
議事結果	承認 (全員賛成)

件名	第3号議案 非農地通知申出
補足説明	(委員10) 申請地(1・2)は踏切を渡ったところで、荒れているところでした。申請地(3・4)は一度ソーラーをやるということで一体を現地確認行ったこともあり、なぜここだけ残っているのだろうかというような場所で両側は設置してある場所で、ここもなるのかなと思うような場所でした。申請地(5)は初めて行きました、駅の奥で、古民家のような喫茶店があるようで、あの辺の奥の方です。姿見失うとわからなくなるほど奥の場所で、昔は住まいがあったのか1軒家がありました。申請地の前は、しきびなどが植えてあり、耕作できそうにも思いました。道路は一輪車が通るぐらいの道しかないような道でした。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員5) 申請地(5)は昨年の農地判定は作付けとなっているが、作っていたということですか。 (事務局) そうですね。入っていく道もあるというような場所ですし、奥の家の方や近くの方が多少作っていたかもしれませんが、今はかなり厳しい状況でした。
議事結果	承認(全員賛成)

件名	その他 農業委員の欠員補充について
補足説明	(事務局) 現在、農業委員1名が欠員状態です。鳥羽市農業委員会の委員等に関する条例 第2条 には、「農業委員の定数は、12人とする。」と規定されております。また、鳥羽市農業委員会の委員等選任に関する規則 第12条 には、「市長は、農業委員に欠員が生じた場合において、農業委員会の運営に著しく支障をきたすおそれがあると認めるときは、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。」と規定されてます。 現在の任期は、令和7年7月19日までですので、後2年半の長期に渡ります。事務局としては、欠員のまま運営するのは厳しいため、新たに農業委員1名の募集をすべきではないかと考えております。 手続きは、「募集→応募→書類審査→市議会で審議→市長から任命」という流れ。最短でも、3月の市議会に上程し、4月の農業委員会総会から活動していただく見込み。それまでの間、鏡浦の案件が発生した際は、委員皆さまのご協力をお願いいたします。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員6) 推進委員に同じ担当地区の方が見えるので、その方をお願いするのはいかがですか。 (事務局) 推進委員を長くいただいているので、非常に地域のことも詳しくていいと思います。また、事務局からもお声掛けさせていただきたいと思います。もしそうなると、次は推進委員さんの補充になります。今現在、候補してもいいと言ってくれている方もみえます。そういった方にも相談してみようかと思えます。今、浦村で多面的機能の活動をしていただいている組織の方で、農業を熱心に作業している方で、そういった方にもお話をさせていただき、募集の手続きを進めたいと思います。